

# マンション管理計画

## 認定制度



外壁工事が必要らしいが、積立金が不足しそう・・・

それなら、**リフォーム資金**を有利に借り入れできる

**『マンション管理計画認定制度』**を活用しましょ！



マンションの管理計画について  
「きちんと管理されているマンション」だと  
市から認定を受けることができる制度ですね。



認定を受けると、  
**修繕費用の積立でも有利**になるみたいよ。



修繕もしっかりできるし  
市からの認定を受ければ**資産価値の向上**も期待できるね！

### 認定を受けると、次のようなメリットがあります

#### 金利優遇

住宅金融支援機構において、管理計画認定を受けたマンションを対象とした優遇制度が設けられています。

- ・大規模修繕に向け、かしこく積み立てられる「マンションすまい・る債」の利率の上乗せ
- ・耐震改修工事も対象になる「マンション共用部分リフォーム融資」の金利引下げ

#### 管理意識の向上

マンションにお住まいの方の  
マンション管理への関心が高まり、  
管理水準を維持向上しやすくなる  
ことが期待されます！

#### 減税

「マンション長寿命化促進税制」により、要件を満たすマンションは  
**翌年度に課される建物部分の固定資産税額が減額**

「マンション長寿命化促進税制」の詳細については、  
以下の市ホームページにて御確認ください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/28/341187.html>



※『マンション管理計画認定制度』については裏面の説明も御覧ください。

# 『マンション管理計画認定制度』とは

分譲マンションの管理組合が作成するマンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、適切な管理計画を持つマンションとして、市から認定を受けることができる制度です。

認定制度の詳細については、以下の市ホームページにて御確認ください。  
[www.city.hiroshima.lg.jp/site/mannsyonn/325644.html](http://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mannsyonn/325644.html)



## マンション管理や認定申請を支援します！

認定申請等にあたってのお困りごとの解決に、以下の事業をご活用ください。

### 交流会

#### 『マンション管理組合交流会』

マンション管理組合同士の情報交換等を行う「交流会」を開催します。  
(マンション管理士も同席します。)

令和5年は10月1日(日)開催 ※



### 勉強会

#### 『マンション管理セミナー』

マンション管理士などが  
マンション管理に関する最新情報をお届けします。

令和5年は10月24日(火)開催 ※

### 勉強会

#### 『分譲マンション管理運営講座』

マンション管理の専門家が  
マンション管理の実務、維持管理、トラブル事例などを  
分かりやすく丁寧に御説明します。令和5年度も開催予定 ※

### アドバイザー派遣

#### 『マンション管理士の派遣制度』

マンションの管理に関する支援を必要としている管理組合に対し、アドバイザーとして  
専門家であるマンション管理士を現地へ派遣する制度です。 令和5年度から実施予定 ※



### 相談会

#### (一社)広島県マンション管理士会による無料相談会

管理や生活などマンションに関するあらゆる相談に  
専門知識を持ったマンション管理士がお答えします。



※相談日時など詳細については、以下の  
(一社)広島県マンション管理士会のホームページにて御確認ください。  
<https://hiroshima-mankan.com/consultation/>

### 相談ダイヤル

(一社)日本マンション管理士会連合会による「マンション管理計画認定制度」相談ダイヤル

☎03-5801-0858 国の事業を活用して開設された相談ダイヤルです。マンション管理士が対応！

※上記の交流会や勉強会等の詳細や  
市のマンション施策については、  
以下の市ホームページにて御確認ください。



<https://hiroshima-mankan.com/consultation/>

### < 問合せ >

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6-34  
広島市 都市整備局 住宅政策課 計画係  
電話：(082) 504-2291 FAX：(082) 504-2308  
e-mail：jutaku@city.hiroshima.lg.jp